（併給調整事由該当の届出等）

第百十八条の二　公務遺族年金の受給権者は、法第七十五条の四第一項第三号又は平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第一項第三号に定める場合に該当することとなつたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出しなければならない。

一　［略］

一の二　個人番号又は基礎年金番号

［二～四　略］

2　法第七十五条の四第二項（平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第三号において準用する場合を含む。）の規定により公務遺族年金の支給の停止の解除を申請しようとする者（以下この項において「公務遺族年金の停止解除申請者」という。）は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載した申請書を連合会に提出しなければならない。

一　［略］

一の二　個人番号又は基礎年金番号

［二～六　略］

3　［略］

（併給調整事由等消滅の届出）

第百十八条の三　公務遺族年金の受給権者は、公務遺族年金に係る併給調整年金の支給を停止すべき事由が消滅したときは、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出しなければならない。

一　［略］

一の二　個人番号又は基礎年金番号

［二～四　略］

2　法第九十一条第一項から第三項までの規定により支給が停止されている公務遺族年金の受給権者は、その支給を停止される事由が消滅したときは、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出しなければならない。

一　［略］

一の二　個人番号又は基礎年金番号

［二～四　略］

［3・4　略］

（受給権者の申出による支給停止に係る届出等）

第百十八条の四　法第七十五条の五第一項の規定による申出をしようとする公務遺族年金の受給権者は、次に掲げる事項を記載した申出書を連合会に提出しなければならない。

［一・二　略］

二の二　個人番号又は基礎年金番号

［三・四　略］

2　［略］

（併給調整事由該当の届出等）

第百十八条の二　公務遺族年金の受給権者は、法第七十五条の四第一項第三号又は平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第一項第三号に定める場合に該当することとなつたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出しなければならない。

一　［同上］

［号を加える。］

［二～四　同上］

2　法第七十五条の四第二項（平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第三号において準用する場合を含む。）の規定により公務遺族年金の支給の停止の解除を申請しようとする者（以下この項において「公務遺族年金の停止解除申請者」という。）は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載した申請書を連合会に提出しなければならない。

一　［同上］

［号を加える。］

［二～六　同上］

3　［同上］

（併給調整事由等消滅の届出）

第百十八条の三　公務遺族年金の受給権者は、公務遺族年金に係る併給調整年金の支給を停止すべき事由が消滅したときは、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出しなければならない。

一　［同上］

［号を加える。］

［二～四　同上］

2　法第九十一条第一項から第三項までの規定により支給が停止されている公務遺族年金の受給権者は、その支給を停止される事由が消滅したときは、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出しなければならない。

一　［同上］

［号を加える。］

［二～四　同上］

［3・4　同上］

（受給権者の申出による支給停止に係る届出等）

第百十八条の四　法第七十五条の五第一項の規定による申出をしようとする公務遺族年金の受給権者は、次に掲げる事項を記載した申出書を連合会に提出しなければならない。

［一・二　同上］

［号を加える。］

［三・四　同上］

2　［同上］